

## 令和 8 年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 県が行う愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年愛媛県規則第 17 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、県内で、本県の地域資源を活かして地域課題を解決するビジネスにより創業する者に対して、創業に要する経費の一部を支援する起業支援金の支給及び事業立ち上げ等に関する伴走支援を行うために必要な経費に対し、予算の範囲内で令和 8 年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、経済活力の源泉ともいわれる創業の創出を促進し、地域経済の活性化や雇用の安定を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、県が公募を行い、選定した執行団体とする。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率)

第 4 条 補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象事業		補助対象経費	補助率
① 起業支援金の支給		別に定める「愛媛グローバルビジネス創出支援事業実施要領」の起業支援金	10 分の 10
② 執行団体業務	起業支援金受給希望者の公募、審査、起業支援金支給対象者の決定、検査等	人件費、事務所等借料、謝金（※）、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、広報・周知費、その他の経費（伴走支援など本事業の遂行上、必要となる経費）	10 分の 10
	起業支援金支給対象者に対する伴走支援	※謝金については、外部審査委員への謝金等のほか、執行団体以外の起業支援機関等と連携した起業等に関する伴走支援業務等を行う場合、対象となる。	
	その他、知事が必要と認めるもの	ただし、他事業と合同で実施する場合には、本事業に係る部分のみを対象経費とする。	

(補助金の交付申請)

第 5 条 執行団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 執行団体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに執行団体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた執行団体(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、配分した経費の区分ごとの事業費の20%以内の増減を除く。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延等報告書(様式第4号)を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の9月30日現在における補助事業の遂行状況について、事業遂行状況報告書(様式第5号)を、当該年度の10月15日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、その日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式第6号)に關係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第5条第2項ただし書に該当した当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を当該補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第 8 号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 14 条 知事は、前条の規定による補助金精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 15 条 知事は、前 2 条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第 9 号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第 16 条 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、規則第 22 条第 2 項第 4 号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超える機械又は重要な用具とする。

2 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

4 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 11 条の規定により提出する事業実績報告書に取得財産等明細表(様式第 10 号)を添付しなければならない。

5 補助事業者は、第 2 項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第 11 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

6 本事業により取得した財産について、残存価格を有している場合は、「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続等について」(平成 20 年府会第 393 号)に基づき、県へ返納することが要される場合がある。

(補助事業の経理及び関係書類の保管)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及びすべての証拠書類を整備し、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業終了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他必要な事項)

第 18 条 この要綱に定めるものほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 19 日から施行する。

愛媛県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金交付申請書

標記補助金の交付について、令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額  
補助事業に要する経費 金 円  
補助対象経費 金 円  
補助金交付申請額 金 円
  
- 2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
  - ・事業実施計画書（別表1）
  - ・収支予算書（別表2）
  - ・その他
  
- 3 補助事業開始及び終了予定年月日  
年 月 日～ 年 月 日

※代表者印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、電子メールにより県の担当者及び上席者並びに本件担当者の上席者を宛先（To 又は Cc に指定）として提出してください。

本件責任者（職氏名・電話番号）	
担当者（職氏名・電話番号）	

別表 1

## 事業実施計画書

事業開始時期	
事業終了時期	
支援する起業の件数	
支給対象者の要件	
支給対象事業の要件	
審査体制について	
伴走支援について	
補助事業の執行スケジュール	

別表 2

## 収支予算書

(単位:円)

補助対象事業		支出科目	積算明細	補助対象経費	備考
起業支援金の支給					
		計			
執行 団体 業務	起業支援金受給希望者の公募、審査、起業支援金支給対象者の決定、検査等				
		小計			
	起業支援金支給対象者に対する伴走支援				
		小計			
	その他、知事が必要と認めるもの				
		小計			
		計			
合計					

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業変更承認申請書

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった、標記の補助事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円也
変更承認申請額	金	円也
差引増減額	金	円也

4 事業実施計画書（新旧対照表）

5 収支予算書（新旧対照表）

6 その他

※代表者印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、電子メールにより県の担当者及び上席者並びに本件担当者の上席者を宛先（To 又は Cc に指定）として提出してください。

本件責任者（職氏名・電話番号）	
担当者（職氏名・電話番号）	

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった、標記の補助事業を、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

※代表者印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、電子メールにより県の担当者及び上席者並びに本件担当者の上席者を宛先（To 又は Cc に指定）として提出してください。

本件責任者（職氏名・電話番号）	
担当者（職氏名・電話番号）	

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

令和8年度愛媛県グローバルビジネス創出支援事業費補助金に係る事業遅延等報告書

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった、標記の補助事業に係る遅延について、令和8年度愛媛県グローバルビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 遅延等の理由を立証する書類を添付すること。

※代表者印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、電子メールにより県の担当者及び上席者並びに本件担当者の上席者を宛先（To 又は Cc に指定）として提出してください。

本件責任者（職氏名・電話番号）	
担当者（職氏名・電話番号）	

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業遂行状況報告書

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった、標記の補助事業の遂行状況について、令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備考
	9月30日までに完了したもの		10月1日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
円	円	%	円		

※代表者印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、電子メールにより県の担当者及び上席者並びに本件担当者の上席者を宛先（To 又は Cc に指定）として提出してください。

本件責任者（職氏名・電話番号）	
担当者（職氏名・電話番号）	

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

令和8年度愛媛県グローバルビジネス創出支援事業実績報告書

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった、標記の補助事業を完了しましたので、令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の実績（別表1）
- 2 収支決算書（別表2）
- 3 その他

※代表者印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、電子メールにより県の担当者及び上席者並びに本件担当者の上席者を宛先（To 又は Cc に指定）として提出してください。

本件責任者（職氏名・電話番号）	
担当者（職氏名・電話番号）	

別表 1

## 事業の実績

事業開始時期	
事業終了時期	
支援した起業の件数	
審査体制について	
伴走支援について	
補助事業の執行スケジュール	

別表 2

## 収支決算書

(単位:円)

補助対象事業		支出科目	支出内訳	補助対象経費	備考
起業支援金の支給					
		計			
執行 団体 業務	起業支援金受給希望者の公募、審査、起業支援金支給対象者の決定、検査等				
		小計			
	起業支援金支給対象者に対する伴走支援				
		小計			
	その他、知事が必要と認めるもの				
		小計			
計					
合計					

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金に係る  
仕入れに係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった、標記の  
補助事業について、令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第11条第  
3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第12条の補助金の額の確定額  
( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)  
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円也
- 4 補助金返還相当額(3-2)  
金 円也

事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

※代表者印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、電子メールによ  
り県の担当者及び上席者並びに本件担当者の上席者を宛先（To 又は Cc に指定）として提出してく  
ださい。

本件責任者（職氏名・電話番号）	
担 当 者（職氏名・電話番号）	

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

令和 8 年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金精算払請求書

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった、標記の補助事業について、令和 8 年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金	円也		
内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

※代表者印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、電子メールにより県の担当者及び上席者並びに本件担当者の上席者を宛先（To 又は Cc に指定）として提出してください。

本件責任者（職氏名・電話番号）	
担当者（職氏名・電話番号）	

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった、標記の補助事業について、令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金	円也	
内訳	交付決定通知額	金 円也
	概算払受領済額	金 円也
	今回請求額	金 円也
	残 額	金 円也

※代表者印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、電子メールにより県の担当者及び上席者並びに本件担当者の上席者を宛先（To 又は Cc に指定）として提出してください。

本件責任者（職氏名・電話番号）	
担当者（職氏名・電話番号）	

取 得 財 産 等 明 細 表

財産名	区分	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	補助率	備考

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

財産処分承認申請書

令和 8 年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、令和 8 年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第 16 条第 5 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

※代表者印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、電子メールにより県の担当者及び上席者並びに本件担当者の上席者を宛先（To 又は Cc に指定）として提出してください。

本件責任者（職氏名・電話番号）	
担当者（職氏名・電話番号）	